⑷　「②から③⑴及び③⑵の合計額を差し引いた額」の欄には、「高齢者等居住改修工事等の費用の額」から「地方公共団体から交付される補助金等の額」及び「地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」の合計額を差し引いた額を記載するものとする。

⑸　「特定断熱改修工事等の費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等の１～６のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

⑹　「④（30万円を超える場合）及び⑤（30万円を超える場合）の合計額」の欄には、「②から③⑴及び③⑵の合計額を差し引いた額」（30万円を超える場合）及び「特定断熱改修工事等の費用の額」（30万円を超える場合）の合計額を記載するものとする。

５　租税特別措置法第41条の３の２第４項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

⑴　「特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等工事の費用の額（全体工事費）」の欄には、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の全体の費用の額を記載するものとする。

⑵　「特定断熱改修工事等の費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等の１～６のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

⑶　「断熱改修工事等の費用の額」の欄には、断熱改修工事等の１～６のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

⑷　「施行令第26条の28の５第９項に規定する改修工事」の欄には、施行令第26条の４第19項の規定により読み替えられた第26条の28の５第９項に規定する工事の１～４のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

６　租税特別措置法第41条の19の３第１項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

⑴　「高齢者等居住改修工事等を含む改修工事の費用の額（全体工事費）」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の改修工事の全体の費用の額を記載するものとする。

⑵　「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等の１～８のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

⑶　「地方公共団体の補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付の対象となる高齢者等居住改修工事等の実施の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の改修工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの交付、住宅の改修工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

①　「「有」の場合」の「⑴地方公共団体から交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の改修工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの額を記載するものとする。

②　「「有」の場合」の「⑵地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」の欄には、住宅の改修工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第１項に規定する居宅介護住宅改修費の額又は同法第57条第１項に規定する介護予防住宅改修費の額を記載するものとする。

⑷　「アからイ⑴及びイ⑵の合計額を差し引いた額」の欄には、「高齢者等居住改修工事等の費用の額」から「地方公共団体から交付される補助金等の額」及び「地方公共団体から給付される居宅介護住宅改修費の額又は介護予防住宅改修費の額」の合計額を差し引いた額を記載するものとする。

⑸　「高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額」の欄には、施行令第26条の28の５第３項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額（平成21年国土交通省告示第384号）に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

⑹　「一般断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、一般断熱改修工事等の１～４のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

⑺　「一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第７項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示（平成21年経済産業省・国土交通省告示第４号）」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

⑻　「②オ（②ウが30万円を超える場合）及び③ウ（③アが30万円を超える場合）の合計額」の欄には、②ウ及び③アがそれぞれが30万を超える場合は②オ及び③ウの合計額を記載し、②ウのみが30万円を超える場合は②オの金額を記載し、③アのみが30万円を超える場合は③ウの金額を記載するものとする。

７　租税特別措置法第41条の19の３第２項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表には、次により記載すること。

⑴　「一般断熱改修工事等を含む増改築等工事の費用の額（全体工事費）」の欄には、一般断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の全体の費用の額を記載するものとする。

⑵　「一般断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、一般断熱改修工事等の１～４のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

⑶　「一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第７項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示（平成21年経済産業省・国土交通省告示第４号）」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

８　「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が施行令第26条第22項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第23項の規定により読み替えられた同条第22項第６号に規定する修繕若しくは模様替を含む。）、第26条の４第３項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（租税特別措置法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、租税特別措置法施行令第26条の４第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替を含む。）、第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関について次により記載すること。

⑴　「氏名又は名称」及び「住所」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた氏名又は名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所）を記載するものとする。